

証券取引約款（個人のお客さま用）新旧対照表

新	旧
<p>(約款の趣旨) 第1条 この約款は、有価証券の保護預り取引やその他の取引等について、お客さま（個人のお客さまに限ります）と三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます）との間の「MUMSS口座」（次条に定義します）による取引に関し、権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>2 「MUMSS口座」および「PB口座」（次条に定義します）の両方をお持ちのお客さまがこの約款で定めるサービス等を受けるためには「PB口座」によらず「MUMSS口座」による必要があります。</p>	<p>(約款の趣旨) 第1条 この約款は、有価証券の保護預り取引やその他の取引等について、お客さま（個人のお客さまに限ります）と三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p style="text-align: center;">(追 加)</p>
<p>(定義) 第2条 (現行どおり) (1)～(10) (現行どおり) (11) MUMSS口座 「PB口座」に該当しない口座をいいます。 (12) PB口座 以下の①または②に該当する口座をいいます。 ① 2020年7月末日までに旧三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社で開設された口座 ② 2020年8月以降、PB口座にかかる所定の申込書を当社に提出し、当社がPB口座としての開設を承諾した口座</p>	<p>(定義) 第2条 (省 略) (1)～(10) (省 略) (追 加) (追 加) (追 加) (追 加) (追 加) (追 加)</p>
<p>(その他の連絡事項) 第16条 (現行どおり) (1) (現行どおり) (2) 混合保管中の債券について第21条の規定に基づき決定された償還額 (3) (現行どおり) 2 (現行どおり)</p>	<p>(その他の連絡事項) 第16条 (省 略) (1) (省 略) (2) 混蔵保管中の債券について第21条の規定に基づき決定された償還額 (3) (省 略) 2 (省 略)</p>
<p>(保護預り証券の保管方法および保管場所) 第19条 (現行どおり) (1) 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。 (2) 第(1)号に規定する場合であっても、お客さまの特段のお申出により当社において保管する場合については、当社において安全確実に保管します。この場合、債券または投資信託受益証券については、特にお申出のない限り他のお客さまの同銘柄の証券と混合して保管します。なお、当社における保護預り証券の保管業務等は、第三者機関に委託することがあります。 (3) (現行どおり)</p>	<p>(保護預り証券の保管方法および保管場所) 第19条 (省 略) (1) 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混蔵して保管します。 (2) 第(1)号に規定する場合であっても、お客さまの特段のお申出により当社において保管する場合については、当社において安全確実に保管します。この場合、債券または投資信託受益証券については、特にお申出のない限り他のお客さまの同銘柄の証券と混蔵して保管します。なお、当社における保護預り証券の保管業務等は、第三者機関に委託することがあります。 (3) (省 略)</p>
<p>(混合保管等に関する同意事項) 第20条 前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。 (1)(2) (現行どおり)</p>	<p>(混蔵保管等に関する同意事項) 第20条 前条の規定により混蔵して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。 (1)(2) (省 略)</p>
<p>(混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い) 第21条 混合して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定および償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。</p>	<p>(混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い) 第21条 混蔵して保管している債券が抽せん償還に当せんした場合における被償還者の選定および償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。</p>
<p>(償還金等の代理受領等) 第25条 保護預り証券の償還金（混合保管中の債券について第21条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ）または利金（分配金を含みます。以下同じ）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受取り、ご請求に応じてお支払いします。なお、発行体からの償還金または利金の支払状況によっては、お客さまへのお支払いが予定日より遅延する場合があります。</p> <p style="text-align: right;">2020年8月</p>	<p>(償還金等の代理受領等) 第25条 保護預り証券の償還金（混蔵保管中の債券について第21条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ）または利金（分配金を含みます。以下同じ）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受取り、ご請求に応じてお支払いします。なお、発行体からの償還金または利金の支払状況によっては、お客さまへのお支払いが予定日より遅延する場合があります。</p> <p style="text-align: right;">2019年8月</p>

外国証券取引口座約款（個人のお客さま用）新旧対照表

新	旧
<p>(外国証券の混合寄託等)</p> <p>第4条 申込者が当社に寄託する外国証券（外国株式等および外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」という。）は、混合寄託契約により寄託するものとします。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録または記載される外国株式等および外国新株予約権（以下「振替証券」という。）については、当社は諸法令ならびに決済会社の定める諸規則、決定事項および慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、申込者の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。</p> <p>2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社にかかる口座に記載または記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載または記録するものとします。</p> <p>3 前項により混合寄託される寄託証券または決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」という。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等または決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」という。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令および慣行ならびに現地保管機関の諸規則等に従って保管または管理します。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>(寄託証券にかかる共有権等)</p> <p>第4条の2 当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券および他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券ならびに当社が決済会社に寄託し決済会社に混合保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社にかかる口座に外国株式等を記載または記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載または記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">2020年8月</p>	<p>(外国証券の混蔵寄託等)</p> <p>第4条 申込者が当社に寄託する外国証券（外国株式等および外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」という。）は、混蔵寄託契約により寄託するものとします。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録または記載される外国株式等および外国新株予約権（以下「振替証券」という。）については、当社は諸法令ならびに決済会社の定める諸規則、決定事項および慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、申込者の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。</p> <p>2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混蔵寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社にかかる口座に記載または記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載または記録するものとします。</p> <p>3 前項により混蔵寄託される寄託証券または決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」という。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等または決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」という。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令および慣行ならびに現地保管機関の諸規則等に従って保管または管理します。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(寄託証券にかかる共有権等)</p> <p>第4条の2 当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券および他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券ならびに当社が決済会社に寄託し決済会社に混蔵保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社にかかる口座に外国株式等を記載または記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載または記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。</p> <p>2 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">2019年8月</p>

特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式等信用取引等約款 新旧対照表

新	旧
<p>(複数口座の取扱い)</p> <p>第22条 この約款により当社に開設された特定口座とは別に当社内にPB口座用の特定口座が開設されている場合、または、合理的な理由により、当社が承諾し、当社内にPB口座用の特定口座を開設する場合は以下の各号に同意したものとして取扱います。</p> <p>① この約款により開設された特定口座を「特定口座(主)」、当社内に別に開設されたPB口座用の特定口座を「特定口座(従)」として複数口座管理すること</p> <p>② 前号の規定により複数口座管理する場合は、法令の定めるところにより、「特定口座(主)」において「特定口座(従)」を合算して所得金額等の計算および特定口座年間取引報告書等の作成を行い、申込者への交付および所轄の税務署長への提出を行うこと</p> <p>③ 第①号の規定により複数口座管理する場合は、この約款の規定によらず、「特定口座(従)」における「特定口座約款(特定口座に係る上場株式等保管委託、上場株式等信用取引等および上場株式配当等受領委任約款)(PB口座用)」に従って取扱う場合があること</p> <p style="text-align: right;">2020年8月</p>	<p style="text-align: center;">(追 加)</p> <p style="text-align: center;">(追 加)</p> <p style="text-align: center;">(追 加)</p> <p style="text-align: center;">(追 加)</p> <p style="text-align: center;">(追 加)</p> <p style="text-align: right;">2019年8月</p>

特定管理口座約款 新旧対照表

新	旧
<p>(複数口座の取扱い)</p> <p>第10条 この約款により当社に開設された特定管理口座とは別に当社内にPB口座用の特定管理口座が開設されている場合、または、合理的な理由により、当社が承諾し、当社内にPB口座用の特定管理口座を開設する場合は以下の各号に同意したものととして取扱います。</p> <p>① この約款により開設された特定管理口座を「特定管理口座(主)」、当社内に別に開設されたPB口座用の特定管理口座を「特定管理口座(従)」として複数口座管理すること</p> <p>② 前号の規定により複数口座管理する場合は、この約款の規定によらず、「特定管理口座(従)」における「特定管理口座約款(PB口座用)」に従って取扱う場合があること</p> <p style="text-align: right;">2020年8月</p>	<p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p>(追 加)</p> <p style="text-align: right;">2019年8月</p>

外貨建MMF累積投資約款 新旧対照表

新	旧
<p>(保管)</p> <p>第5条 本契約にもとづいて取得した受益証券は、すべて当社において、コースごとに他の申込者の受益証券と混合して保管します。なお、当社で保管することに代えて、当社名義で他の金融機関等に保管の委託をすることがあります。</p> <p style="text-align: center;">2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">2020年8月</p>	<p>(保管)</p> <p>第5条 本契約にもとづいて取得した受益証券は、すべて当社において、コースごとに他の申込者の受益証券と混蔵して保管します。なお、当社で保管することに代えて、当社名義で他の金融機関等に保管の委託をすることがあります。</p> <p style="text-align: center;">2 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">2019年8月</p>

三菱UFJモルガン・スタンレー証券カード取扱約款 新旧対照表

新	旧
<p>(提携先ATM等での取扱方法)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(1)(2) (現行どおり)</p> <p>2 提携先のATM等を利用して現金をお預入れまたはお引出しいただける金額は、当社の定めた金額（お客さまが限度額を指定した場合には当該金額）の範囲内とします。 ただし、提携先のATM等により異なる場合があります。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(解約等)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p> <p>(6) <u>カードによるお預入れまたはお引出しがなく当社が定める一定期間を経過したとき</u></p> <p>2、3 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">ご利用に際してのご注意事項</p> <p>① 他人に暗証番号を知らせたり、カードを渡さないようにしてください。</p> <p>② 暗証番号をカードに書き記し、携行・保管しないでください。</p> <p>③ 暗証番号は生年月日、ご自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバー、ロッカー、貴重品ボックスなど金融機関取引以外で使用する番号としないようにしてください。</p> <p>④ 暗証番号を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともにカードを携行・保管しないでください。</p> <p>⑤ 暗証番号を容易に他人が認知できるような形でメモなどに書き記し、カードとともに携行・保管しないでください。</p> <p>⑥ カードを容易に他人に奪われる状態に置かないようにしてください。</p> <p>⑦ カードは高温、磁気等を嫌いますので保管にはご注意ください。</p> <p>⑧ カードを紛失、偽造・盗難など他人に使用されるおそれが生じた場合もしくは他人に使用されたことを認知した場合、およびカードが汚損、破損した場合はすみやかに当社（フリーコール 0120-17-3234）までご連絡ください。</p> <p>*①②は三菱UFJモルガン・スタンレー証券カード取扱約款における重大な過失の典型例です。</p> <p>*③④⑤⑥は三菱UFJモルガン・スタンレー証券カード取扱約款における過失の典型例です。</p> <p>*⑧は当社に偽造・盗難カードの補償を請求する場合必要となります。</p> <p style="text-align: right;">2020年8月</p>	<p>(提携先ATM等での取扱方法)</p> <p>第6条 (省 略)</p> <p>(1)(2) (省 略)</p> <p>2 提携先のATM等を利用して現金をお引出しいただける金額は、当社の定めた金額（お客さまが限度額を指定した場合には当該金額）の範囲内とします。 ただし、提携先のATM等により異なる場合があります。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(解約等)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p>(6) <u>追 加</u></p> <p>2、3 (省 略)</p> <p><u>追 加</u></p> <p><u>追 加</u></p> <p><u>追 加</u></p> <p><u>追 加</u></p> <p><u>追 加</u></p> <p><u>追 加</u></p> <p><u>追 加</u></p> <p><u>追 加</u></p> <p><u>追 加</u></p> <p><u>追 加</u></p> <p><u>追 加</u></p> <p><u>追 加</u></p> <p><u>追 加</u></p> <p style="text-align: right;">2019年8月</p>